

令和8年6月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和8年(ネ)第617号 共通義務確認請求控訴事件(原審・さいたま地方裁判所令和6年(ワ)第220号)

口頭弁論終結日 令和8年4月20日

判 決

さいたま市浦和区岸町七丁目11番5号埼玉県生活協同組合連合会内

控訴人(原審原告)

特定非営利活動法人

埼玉消費者被害をなくす会

同代表者理事

池 本 誠 司

同訴訟代理人弁護士

木 村 智 博

長 田 淳

松 苗 弘 幸

佐 藤 徳 典

木 下 真 由 美

宮 西 陽 子

東京都新宿区西新宿二丁目3番1号

被控訴人(原審被告)

ライフティ株式会社

同代表者代表取締役

栗 原 達 裕

同訴訟代理人弁護士

柳 原 悠 輝

前 田 竣

山 根 祐 輔

竹 村 直 樹

宮 下 俊 満

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴人の当審における拡張請求を棄却する。

3 当審における訴訟費用は全て控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨（下記2は、当審における拡張請求を含む。）

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人が、原判決別紙対象消費者目録（ただし、「本件口頭弁論終結日」を「本件控訴審口頭弁論終結日」に読み替える。）記載の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の金銭支払義務を負うことを確認する。

(1) 被控訴人と対象消費者との間で平成31年1月1日から令和5年9月25日までの間に締結された、対象消費者と株式会社ビューティースリーとの間の全身脱毛の施術に係るエステティック契約の対価の立替払を内容とする個別信用購入あっせん関係受領契約に基づき支払われた賦払金相当額の不当利得返還の支払義務

(2) 上記(1)の不当利得返還義務に係る金員に対する履行請求の日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金の支払義務

第2 事案の概要（以下、特記しない限り、略称は原判決の例による。）

1 控訴人は、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（特例法）2条10号にいう特定適格消費者団体である。

控訴人は、原判決別紙対象消費者目録記載の対象消費者が、株式会社ビューティースリー（本件脱毛エステ業者）との間で締結した全身脱毛の施術に係るエステティック契約（本件脱毛エステ契約）の施術代金について、被控訴人との間で個別信用購入あっせん関係受領契約（本件クレジット契約）を締結したが、本件クレジット契約を、割賦販売法（割販法）35条の3の11第1項2号により解除し、又は割販法35条の3の15第1項により取り消したと主張して、被控訴人に対し、特例法3条1項2号に基づき、被控訴人が上記対象消費者に対して既払の賦払金相当額の不当利得返還義務及びこれに対する履行請

求の日から各支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払義務を負うべきことの確認を求めて、特例法2条4号所定の共通義務確認の訴えを提起した。

原審は、本件訴えは適法に提起されたものであるが、被控訴人は上記対象消費者に対して本件クレジット契約に関する割販法35条の3の9第2項各号又は第4項各号の事項を記載した書面（本件法定書面）を交付したと認められるのであるから割販法35条の3の11第1項2号による解除は認められない、控訴人が主張する不実告知の事実は認められないから割販法35条の3の15第1項による取消しは認められないとして、控訴人の請求を棄却した。

控訴人は、原判決を不服として控訴し、請求を拡張した（原判決別紙対象消費者目録の「本件口頭弁論終結日」（原審口頭弁論終結日を意味する。）を「本件控訴審口頭弁論終結日」に読み替えることにより、対象消費者の範囲を「原審口頭弁論終結日までの間に被控訴人に対し割賦金の全部又は一部の支払を行った者」から「本件控訴審口頭弁論終結日までの間に被控訴人に対し割賦金の全部又は一部の支払を行った者」に改めることにより請求を拡張したものである。以下（原判決の引用部分を含む。）、原判決別紙対象消費者目録（ただし、「本件口頭弁論終結日」を「本件控訴審口頭弁論終結日」に読み替える。）記載の対象消費者を「本件対象消費者」という。）。

2 前提事実、関係法令等、争点及びこれに関する当事者の主張

次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」（以下「原判決第2」という。）の2から4までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決3頁26行目末尾（原判決第2の2(2)ア(ウ)）に行を改めて、次のとおり加える。

「(エ) 中途解約及び清算金 本件対象消費者は、割販法が定めるクーリング・オフの期間を経過した後でも、本件脱毛エステ契約を解除することができ、

その場合には、本件脱毛エステ業者は、本件対象消費者に対し、次の計算式によって算定される清算金を返還する（以下、この合意を「本件清算金条項」という。）。

（計算式）

清算金＝支払総額－（1回当たりの施術料金×利用回数）－解約損料－
関連商品の通常の使用料相当額

なお、解約損料の額については、役務提供の開始前は2万円であり、役務提供の開始後は契約残額の10パーセントに相当する額又は2万円のいずれか低い額である。」

(2) 原判決10頁24行目冒頭から同11頁2行目末尾まで(原判決第2の4

(3) (原告の主張)ア第1段落第3文)を次のとおり改める。

「対象消費者は、本件脱毛エステ契約について、施術代金を支払えば本件脱毛エステ業者から期間無制限で施術を受けることができる一体の契約であると認識していたところ、上記記載は、役務の対価を恣意的に設定し、特商法49条2項に従い清算されるべき対象を極端に限定するというものであるから、同条7項に反して違法・無効であり、本件脱毛エステ契約の内容の重要事項を誤認させる虚偽の記載である。」

(3) 原判決12頁19行目冒頭から同13頁3行目末尾まで(原判決第2の4

(4) (原告の主張)第1段落)を次のとおり改める。

「本件対象消費者は、クーリング・オフの期間を経過した後に本件脱毛エステ契約を解除した場合には、役務提供期間を1年間、施術回数を4回とする有償の役務提供契約の部分についてのみ清算金の支払を受けることができるものとは認識していなかった。また、本件脱毛エステ業者は、本件脱毛エステ契約と同様の契約条件を大半の顧客に約束していたところ、かかる商法は、年数が経過するほど無償施術を請求する顧客が累積することとなり、経営が破綻することが必至である。それにもかかわらず、被控訴

人から本件クレジット契約締結の媒介を委託された本件脱毛エステ業者は、本件対象消費者に対し、本件クレジット契約の締結を勧誘するに際して、「無償施術期間無制限」「期間無制限の脱毛品質保証」などの表示を強調し、無償で、期間及び回数を無制限として全身脱毛の施術を受けられるかのよ
うに表示した。」

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、原審と同様に、控訴人の請求（ただし、当審における拡張請求を含む。）は棄却すべきであると判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」（以下「原判決第3」という。）の1から4までに記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

- (1) 原判決16頁22行目冒頭から同19頁7行目末尾まで（原判決第3の3(1)）を次のとおり改める。

「(1) 本件クレジット契約書における本件脱毛エステ契約書の記載の反映について

ア 控訴人は、本件対象消費者においては、本件脱毛エステ契約につき、施術代金を支払えば本件脱毛エステ業者から期間無制限で施術を受けることができる一体の契約であると認識されていたところ、本件脱毛エステ契約書の記載は、役務の対価を恣意的に設定し、特商法49条2項に従い清算されるべき対象を極端に限定するというもので、同条7項に反して違法・無効であり、本件脱毛エステ契約の内容の重要事項を誤認させる虚偽のものであって、これを反映した本件クレジット契約書の記載も、特商法に反して違法・無効であり、与信対象取引である本件脱毛エステ契約の内容の重要事項を誤認させる虚偽のものであるから、本件クレジット契約書の交付をもって本件対象消費者に本件法定書面を交付したとはいえない旨主張する。

イ しかしながら、本件脱毛エステ契約は、役務提供期間を1年間、施術回数を4回とする有償の役務提供契約に、5回目以降の施術を期間無制限で無償で受けることができるという内容の特約が付帯されたものというべきであり、そのことは本件脱毛エステ契約書の記載からも明らかである。この点に関する控訴人の主張は、社会経済的に見れば、期間無制限で受けることができる5回目以降の施術を無償ということはできない上に、対象消費者が期間無制限で無償で施術を受けることができるものと認識していたことなどから、本件脱毛エステ契約は、有償の役務提供契約に無償で役務の提供を受けることができるという内容の特約が付帯されたものではなく、施術代金を支払えば期間無制限で役務の提供を受けることができるという一体の契約であると評価されるべきである旨の主張と解される。しかしながら、有償の役務提供契約に無償で役務の提供を受けることができるという内容の特約が付帯されたものであっても、本件脱毛エステ業者が本件対象消費者に対して期間無制限で無償で役務を提供する義務を負うことには変わりはないのであるから、控訴人の上記の指摘を考慮しても、本件脱毛エステ契約について、本件脱毛エステ契約書の記載と異なる評価をすべきであるとはいえない。

ウ また、控訴人の上記主張は、本件脱毛エステ契約のうち、有償の役務提供契約に無償で役務の提供を受けることができるという内容の特約を付帯することが特商法49条7項に反する違法・無効なものであるというものとも解されるが、同項は、クーリング・オフの期間を経過した後の解除に関する規定であるから、有償の役務提供契約に無償で役務の提供を受けることができるという内容の特約を付帯すること自体が同項に違反するものでもなければ、同項により無効となるものでもない。

エ ところで、本件対象消費者がクーリング・オフの期間を経過した後に本件脱毛エステ契約を解除した場合における本件脱毛エステ業者が本件

対象消費者に対して支払うべき清算金の額について、本件清算金条項の「1回当たりの施術料金」を有償の役務提供契約に係る1回当たりの施術料金であると解する場合には、例えば、本件対象消費者が、本件脱毛エステ契約の締結の日から1年を経過したり、有償の施術を4回受けたりした後に本件脱毛エステ契約を解約したときは、本件脱毛エステ業者から清算金の支払を受けることはできないこととなるところ、控訴人は、この点をもって特商法49条7項に違反すると主張するものと解される。なるほど、特定継続的役務提供等契約において、有償の役務提供契約に無償で役務の提供を受けることができるという内容の特約を付帯した場合には、特定継続的役務の提供を受ける者が、当該特定継続的役務提供等契約を解除した場合に役務提供事業者から支払を受ける清算金の額は、原則として、有償の役務提供契約に係る部分から算定されるものと解されるが、無償で提供される役務の提供に係る経費が有償で提供される役務の提供に係る経費に転嫁されていると認められるときなどは、別異に解する余地もあるところである（消費者庁ホームページ掲載のWeb版特商法・解説（甲7）336頁参照）。もともと、いずれにしても、特商法49条2項1号の「提供された特定継続的役務の対価に相当する額」の解釈の問題であるし、本件脱毛エステ契約についていえば、本件清算金条項の「1回当たりの施術料金」の解釈の問題であるともいえ、本件清算金条項が直ちに特商法49条7項に違反する無効なものであるとまではいえない。ましてや、本件清算金条項は、本件脱毛エステ契約の解除に関するものであって、本件脱毛エステ契約書に本件清算金条項の記載があるからといって、本件クレジット契約に係る本件法定書面の交付が否定されるものではない。

オ そうすると、提供される役務の内容について本件脱毛エステ契約書の記載を反映した本件クレジット契約書の記載が、控訴人の主張する虚偽

の記載であると認めることはできない。」

(2) 原判決20頁11行目冒頭から同21頁14行目末尾まで(原判決第3の4)を次のとおり改める。

「(1) 控訴人は、本件対象消費者においては、クーリング・オフの期間を経過した後に本件脱毛エステ契約を解除した場合には、役務提供期間を1年間、施術回数を4回とする有償の役務提供契約の部分についてのみ清算金の支払を受けることができるものとは認識されていなかったのであるし、本件脱毛エステ業者の商法は破綻することが必至であったのであり、そうであるにもかかわらず、被控訴人から本件クレジット契約締結の媒介を委託された本件脱毛エステ業者が、本件対象消費者に対し、「無償施術期間無制限」「期間無制限の脱毛品質保証」などの表示を強調し、無償で、期間及び回数を無制限として全身脱毛の施術を受けられるかのように表示したことは、不実告知に当たり、本件対象消費者は、割販法35条の3の15第1項により、本件クレジット契約を取り消すことができる旨主張する。

(2) しかしながら、本件対象消費者がクーリング・オフの期間を経過した後に本件脱毛エステ契約を解除した場合における本件脱毛エステ業者が本件対象消費者に対して支払うべき清算金の額について、役務提供期間を1年間、施術回数を4回とする有償の役務提供契約の部分のみから算定するものと解したとしても、本件脱毛エステ契約書の記載を素直に読めば、そのように理解し得るのであるし、「無償施術期間無制限」「期間無制限の脱毛品質保証」などの表示を強調したからといって、清算金に関して不実告知をしたということとはできない。控訴人は、本件対象消費者においては、クーリング・オフの期間を経過した後に本件脱毛エステ契約を解除した場合には、役務提供期間を1年間、施術回数を4回とする有償の役務提供契約の部分についてのみ清算金の支払を受けることができるものとは認識されていなかったと主張するが、控訴人が主張する本件対象消費者の認識を前

提とした場合の清算金の額の算定方法は、無償で提供される施術に係る役務提供期間が無期限であることを踏まえると、一義的に明らかではないといわざるを得ないのであるから、そもそも、本件対象消費者が、本件脱毛エステ契約及び本件クレジット契約を締結した当時、控訴人が主張するような認識を積極的に有していたということ自体に疑問が残るものといわざるを得ない。

また、本件脱毛エステ業者が、本件脱毛エステ契約と同様の契約を長期間にわたり多数の顧客との間で締結し続けた場合には、年数が経過するほど無償施術を請求する顧客が累積し、経営を維持するために必要な財源を確保できなくなるおそれがあることは否定できないが、本件脱毛エステ業者の商法自体が当然に破綻必至であるとまではいえず、本件脱毛エステ業者が破綻したのも、この商法が一因になっていることはうかがえるものの、それのみによると認めるに足りる証拠はなく（甲42参照）、また、本件脱毛エステ契約においては、無償施術を不要とする顧客には2万円のキャッシュバックをする旨の定めがあり（甲36の1・2）、無償施術を請求する顧客の累積を防止する一応の工夫がされているとみる余地もないではないことを踏まえると、無償で期間及び回数を無制限として役務提供を約することが、それ自体として不実告知に当たるとまでは認められない。

(3) したがって、控訴人の上記主張は採用することができず、争点(4)（不実告知による取消し）に関する控訴人の主張も理由がない。」

2 以上によれば、控訴人の請求(当審における拡張請求を除く。)は理由がなく、これを棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がなく、控訴人の当審における拡張請求も理由がない。よって、本件控訴及び控訴人の当審における拡張請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官

嶋末和秀 

嶋 末 和 秀

裁判官

伊藤正晴 

伊 藤 正 晴

裁判官

渡辺諭 

渡 辺 諭

これは正本である。

令和8年6月17日

東京高等裁判所第5民事部

裁判所書記官 塚田圭

